

改善基準のポイント



はじめに

タクシー・ハイヤー運転者の労働時間等の改善を図るため、労働大臣告示「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（改善基準告示）が策定されています。以下はそのポイントです。

ポイント 1 拘束時間・休息期間

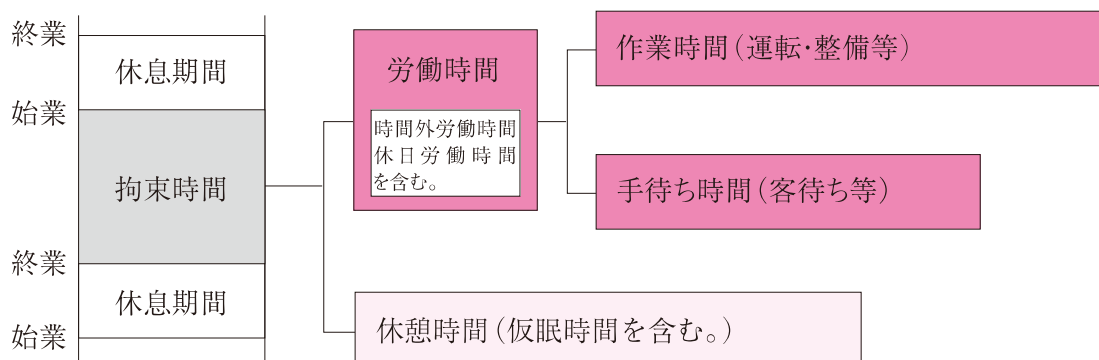
改善基準告示は、自動車運転者の労働の実態を考慮し、拘束時間、休息期間等について基準を定めています。

(1) 拘束時間

始業時刻から終業時刻までの時間で、労働時間と休憩時間（仮眠時間を含む。）の合計時間をいいます。

(2) 休息期間

勤務と次の勤務の間の時間で、睡眠時間を含む労働者の生活時間として、労働者にとって全く自由な時間をいいます。



※ 労働時間には、時間外労働時間と休日労働時間が含まれますので、その時間数・日数をできるだけ少なくして、改善基準告示に定める拘束時間を遵守し、休息期間を確保してください。



(1) 1箇月の拘束時間

1箇月の拘束時間は**299時間**が限度です。

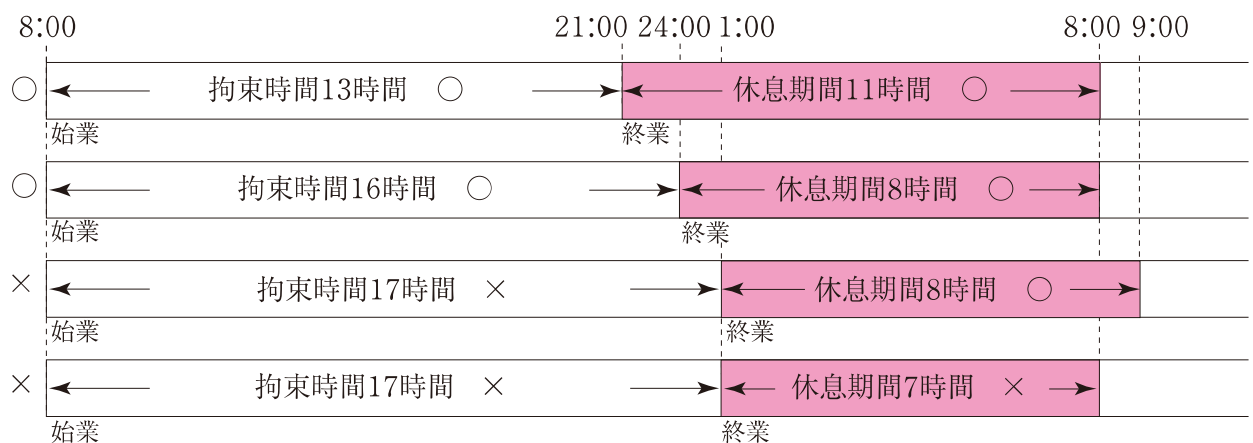
なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は(3)のとおり。

(2) 1日の拘束時間と休息期間

- ① 1日（始業時刻から起算して24時間をいいます。以下同じ）の拘束時間は**13時間以内**を基本とし、これを延長する場合であっても**16時間**が限度です。
- ② 1日の休息期間は、勤務終了後、**継続8時間以上**が必要です。

拘束時間と休息期間は表裏一体のものであり、1日とは始業時刻から起算して24時間をいいますので、結局、**1日(24時間)＝拘束時間(16時間以内)＋休息期間(8時間以上)**となります(図1参照)。

(図1) この図は、車庫待ち等の運転者の特例がないときのものです。



(3) 車庫待ち等の運転者に係る特例

- ① 車庫待ち等の運転者（顧客の需要に応ずるため常態として車庫等において待機する就労形態のタクシー運転者。以下同じ）については、書面による**労使協定**（P14参照）を締結した場合には、1箇月の拘束時間を**322時間まで**延長することができます。

(労使協定で定める事項)

- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1箇月についての拘束時間の限度
- ・ 当該協定の有効期間等

- ② 車庫待ち等の運転者については、以下の要件の下に1日の拘束時間を**24時間まで**延長することができます。

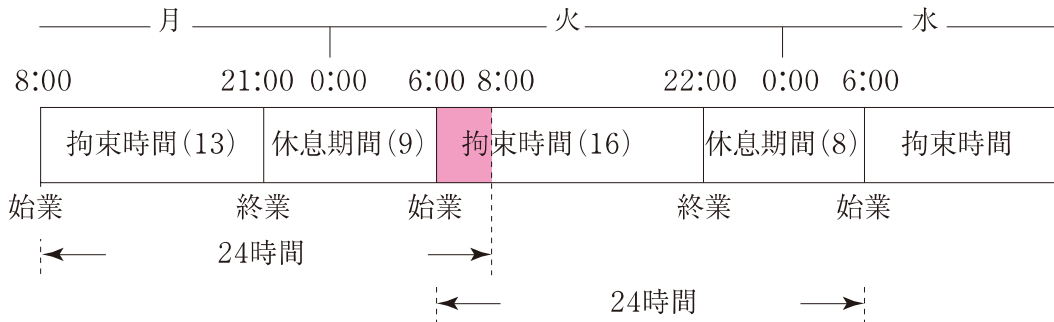
ア 勤務終了後、**継続20時間以上**の休息期間を与えること。

イ 1日の拘束時間が**16時間を超える回数**が1箇月について**7回以内**であること。

ウ 1日の拘束時間が**18時間を超える**場合には、**夜間4時間以上**の仮眠時間を与えること。

(4) 拘束時間・休息期間の計算方法

(図2)



色をつけた部分は月曜日に始まる勤務の拘束時間と火曜日に始まる勤務の拘束時間が重なる時間帯

- ① 1日の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、**始業時刻から起算した24時間以内の拘束時間**によりチェックしてください。

図2に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

ア 月曜日（始業時刻8:00からの24時間）の拘束時間・休息期間

・月曜日 始業8:00～終業21:00	13時間	} 拘束時間 15時間
・火曜日 始業6:00～8:00	2時間	
・月曜日 終業21:00～翌6:00	9時間	休息期間 9時間

イ 火曜日（始業時刻6:00からの24時間）の拘束時間・休息期間

・火曜日 始業6:00～終業22:00	16時間	拘束時間 16時間
・火曜日 終業22:00～翌6:00	8時間	休息期間 8時間

※ 上記ア、イについては、ともに改善基準告示を満たしていますが、アのように、翌日の始業時刻が早まっている場合（月曜日は始業時刻8:00だが、火曜日は始業時刻6:00）は、月曜日の始業時刻から24時間内に、火曜日の6:00～8:00の2時間もカウントされますので、1日の拘束時間は、改善基準告示に定める原則13時間ではなく、15時間になることに注意してください。

一方、火曜日は始業時刻が6:00ですので、6:00～8:00の2時間は火曜日の拘束時間にもカウントされます。

- ② 1箇月の拘束時間が改善基準告示を満たしているかどうかは、1箇月間の**各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）**をそのまま合計してチェックしてください。

図2に沿って具体的に示すと次のとおりになります。

1箇月間の各勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻まで）をそのまま合計

・月曜日 始業8:00～終業21:00	13時間
・火曜日 始業6:00～終業22:00	16時間
⋮	⋮
合計	A 時間

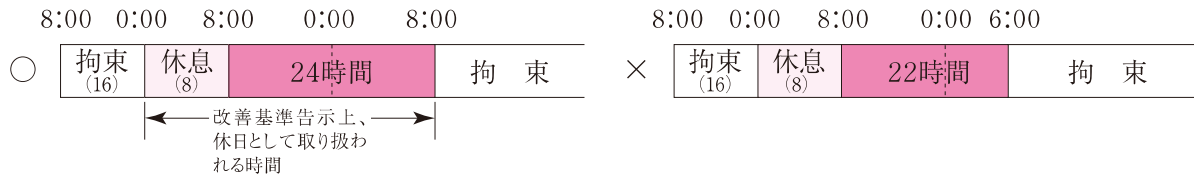
※ 1箇月間の各勤務の拘束時間の合計 **A** 時間 ≤ 1箇月の拘束時間の限度であれば、改善基準告示を満たしています。

(5) 休日の取扱い

休日は、**休息期間+24時間の連続した時間**をいいます。

すなわち、タクシーの日勤勤務者の休息期間は8時間以上確保されなければならないので、休日は、「**休息期間 8時間+24時間=32時間**」以上の連続した時間となります。よって、これらの時間数に達しないものは休日として取り扱われません（図3参照）。

(図3)



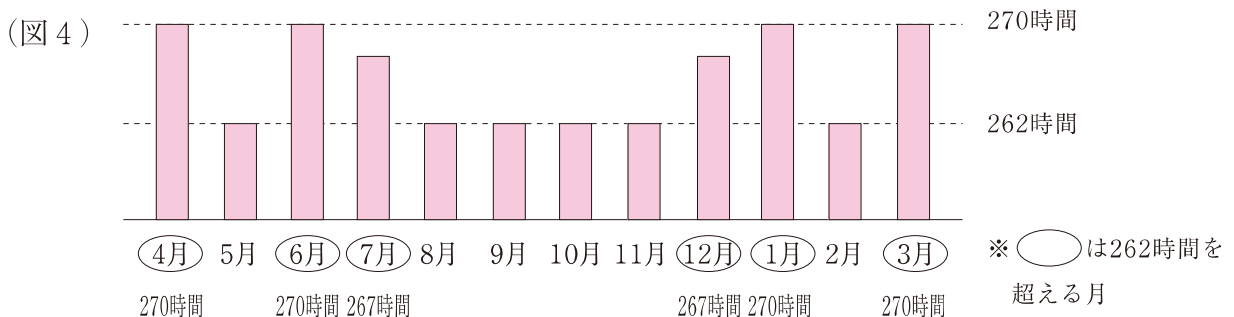
なお、2日続けて休日を与える場合は、2日目は、連続24時間以上あれば差し支えありません。

ポイント 3 タクシーの隔日勤務者の拘束時間及び休息期間

(1) 1箇月の拘束時間

- ① 1箇月の拘束時間は**262時間**が限度です。
- ② ただし、地域的事情その他の特別な事情（例えば顧客需要の状況等）がある場合において、書面による**労使協定**（P15参照）を締結した場合には、1年のうち6箇月までは、1箇月の拘束時間を**270時間まで**延長することができます（図4参照）。

なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は（3）のとおり。



(労使協定で定める事項)

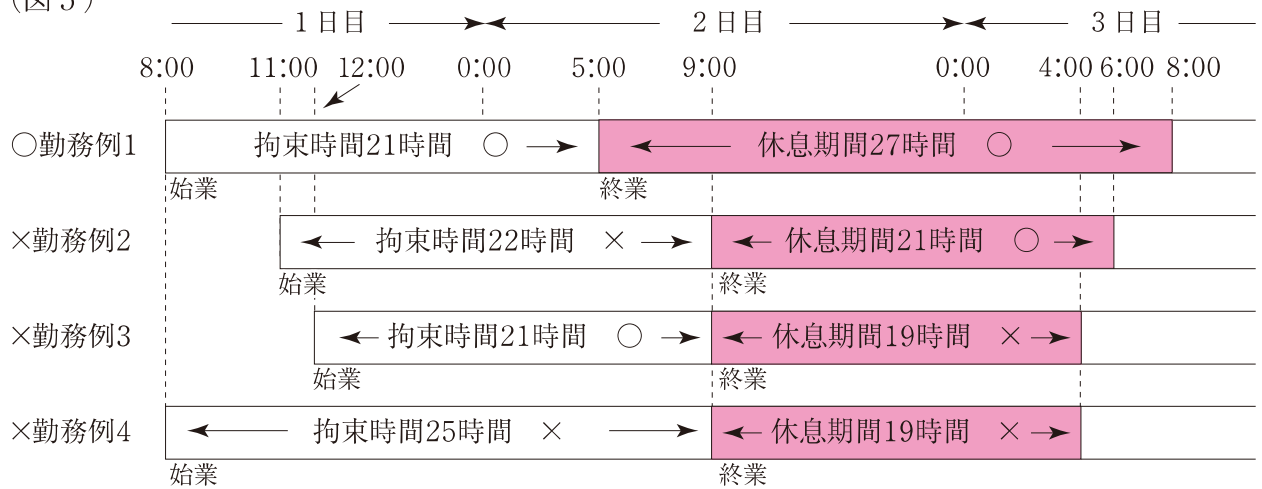
- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1年間についての拘束時間が1箇月262時間を超える月及びその月の拘束時間
- ・ 当該協定の有効期間
- ・ 協定変更の手続等

(2) 2 暦日の拘束時間と休息期間

- ① 2 暦日の拘束時間は**21時間**が限度です。
- ② 休息期間は、勤務終了後、**継続20時間以上**が必要です（図5 参照）。

なお、車庫待ち等の運転者の拘束時間は（3）のとおり。

（図5）



*この図は車庫待ち等の運転者の特例がないときのものです。

(3) 車庫待ち等の運転者に係る特例

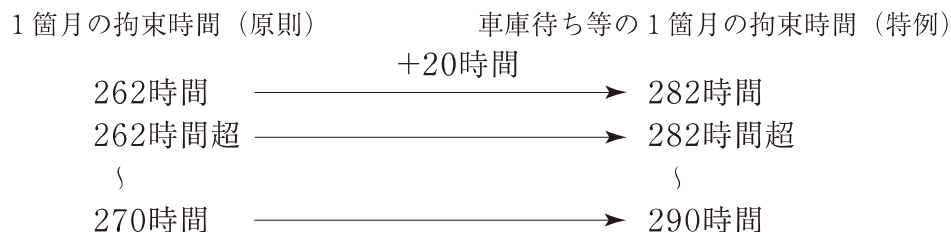
- ① 車庫待ち等の運転者について、2 暦日の拘束時間の限度は、**夜間 4 時間以上の仮眠時間**を与えることにより、**24時間まで**延長することができます。ただし、**労使協定**（P16参照）により回数等を定める必要があります（**1 箇月について 7 回以内**）。

（労使協定で定める事項）

- ・ 協定の適用対象者
- ・ 1 箇月について 2 暦日の拘束時間が 21 時間を超える勤務の回数
- ・ 当該協定の有効期間等

- ② ①の場合に、1 箇月の拘束時間の限度を 262 時間又は労使協定により 262 時間を超え 270 時間以内で定めた時間に**20 時間を加えた時間まで**延長することができます（図 6 参照）。

（図6）

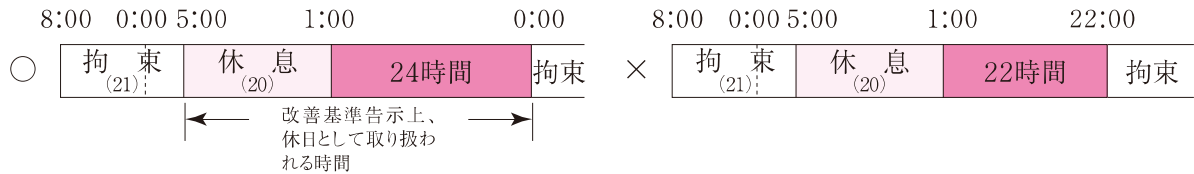


(4) 休日の取扱い

休日は、**休息期間+24時間の連続した時間**をいいます。

すなわち、タクシーの隔日勤務者の休息期間は20時間以上確保されなければならないので、休日は、「**休息期間20時間+24時間=44時間**」以上の連続した時間となります。よって、これらの時間数に達しないものは休日として取り扱われません（図7参照）。

(図7)



なお、2日続けて休日を与える場合は、2日目は、連続24時間以上あれば差し支えありません。

ポイント

4

賃金制度等に関する基準

自動車運転者の賃金制度等の取扱いについては、次のとおりとされています。

(1) 保障給

歩合給制度が採用されている場合には、出来高がいつもより少なくても、労働時間に応じ一定の賃金が得られるよう保障給を定めなければなりません。保障給は、各労働者が標準的能率で通常の労働時間勤務した場合に得られると想定される賃金（通常の賃金）の6割以上とされています。

$$1 \text{ 時間当たりの保障給} = \frac{\text{通常の賃金}}{\text{算定期間における通常の労働時間}} \times 0.6$$

(2) 累進歩合制度の廃止

累進歩合制度（トップ賞、奨励加給を含む。）については、長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、**廃止**しなければなりません。

(3) 年次有給休暇の不利益取扱いの禁止

労働基準法附則第136条の規定に従い、年次有給休暇を取得したとき、不当に賃金額を減少させてはいけません。

(4) 労働時間の適正管理

運行記録計の活用等により、運転者個人ごとに労働時間を把握し、適正な労働時間管理を行ってください。

改善基準告示の詳細及び不明な点については、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。

ポイント

5

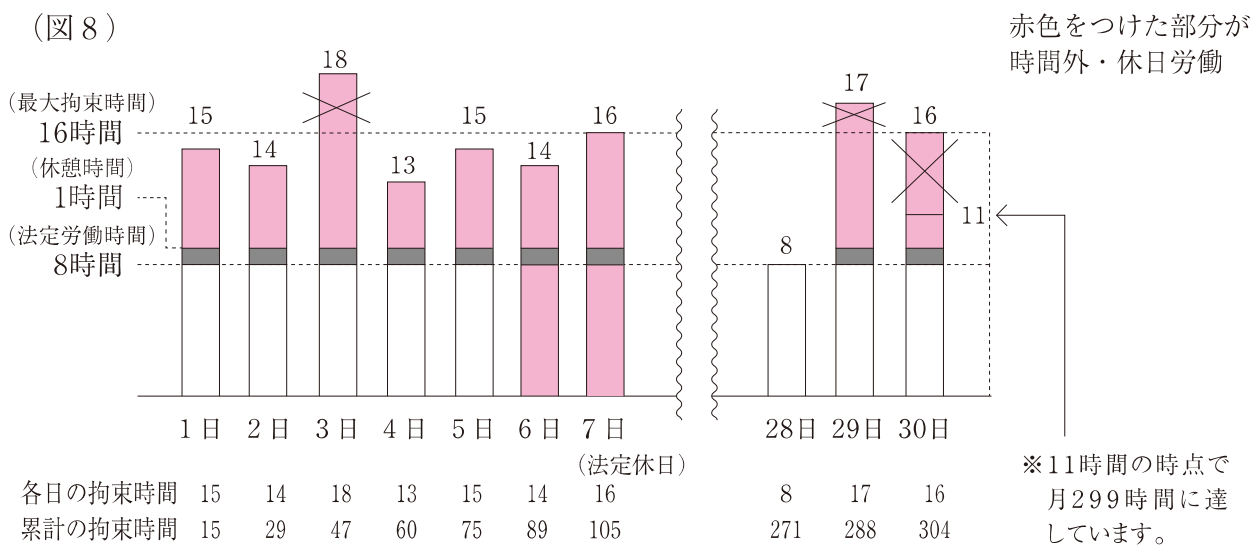
時間外労働及び休日労働の限度

(1) 時間外労働及び休日労働

自動車運転の業務について、時間外労働及び休日労働は1日又は2暦日の最大拘束時間、1箇月の拘束時間（日勤勤務者：1日16時間、1箇月299時間、隔日勤務者：2暦日21時間、1箇月原則262時間（労使協定があるときは270時間まで）（※））が限度です（図8参照）。また、令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間となるので、留意してください（P8参照）。

なお、時間外労働及び休日労働を行う場合には、労働基準法第36条第1項に基づく時間外労働及び休日労働に関する協定届（P8～13参照）を労働基準監督署へ届け出てください。

※車庫待ち等の運転者に係る特例については、ポイント2(3)及びポイント3(3)参照。



※この図は、1箇月の拘束時間が299時間で変形労働時間制が採用されていない場合のものであります。

(2) 休日労働の回数

休日労働は2週間に1回が限度です。

ポイント

6

ハイヤーの運転者の時間外労働

ハイヤーについては拘束時間や休息期間等の規制は適用されませんが、時間外労働に関しては、1箇月50時間又は3箇月140時間及び1年間450時間の目安時間の範囲内で労使協定を締結するように努めなければなりません。

(1) 時間外労働及び休日労働に関する協定届（36協定届）の様式が変わりました

労働基準法が改正され、平成31年4月から時間外労働の上限規制が施行されました。自動車運転以外の業務（運行管理、経理など）については、時間外労働の上限が原則として月45時間・年360時間となり、自動車運転の業務については、平成31年4月の施行から5年間の適用猶予期間を設けた上で、令和6年4月から時間外労働の上限が年960時間となります。

時間外労働の上限規制の施行に伴い、36協定届の様式が改正されています。以下の流れを参考に、36協定の内容に合った様式で届出を行ってください。

<届出までの流れ>

① 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結（P12～13参照）



② 自動車運転の業務について、様式第9号の4を作成（P9参照）



③ 自動車運転以外の業務について、様式第9号（P10参照）又は様式第9号の2（P10～11参照）を作成（注1）

（注1）

自動車運転以外の業務に関する延長時間数について、

月45時間・年360時間（注2）以内の時間数とする場合 ⇒ 様式第9号（P10参照）を作成してください。

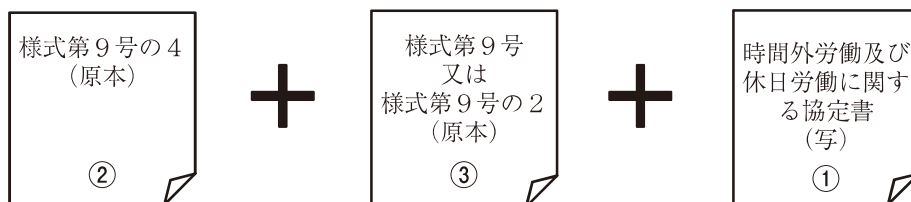
月45時間・年360時間（注2、3）を超える時間数とする場合 ⇒ 様式第9号の2（P10～11参照）を作成してください。

（注2）対象期間が3箇月を超える1年単位の変形労働時間制により労働する労働者の「限度時間」は、月42時間・年320時間です。

（注3）なお、延長時間数を月45時間・年360時間超とする場合でも、時間外労働は年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間未満、2～6箇月平均80時間以内、時間外労働が月45時間を超える回数は年6回までとしなければなりません。



④ ②及び③の様式に、①の協定書を添付し、労働基準監督署に届出



※ 控え（写）が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返します。

※ 36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。

(2) 36協定届の新様式は厚生労働省のホームページから入手できます

時間外労働・休日労働に関する協定届（様式ダウンロード（Word形式））

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/roudoujouken01/index.html>

時間外労働の上限規制 わかりやすい解説（パンフレット）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>



時間外労働に関する協定届
休日労働

記載例 自動車運転の業務 ※

様式第9号の4 (第70条関係)

事業の種類		事業の名称		事業の所在地(電話番号)		
一般乗用旅客自動車運送事業		〇〇タクシー株式会社 〇〇営業所		〇〇市〇〇町1-2-3 (電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		
事業の種類	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間	延長することができる期間(起算日)	
					1日	1日を超える一定の期間(起算日)
① 下記②に該当しない労働者	別添協定書記載のとおり	自動車運転者	別添協定書記載のとおり	1週40時間 1日8時間	別添協定書記載のとおり	〇年4月1日から 〇年3月31日まで
② 1年単位の變形労働時間制により労働する労働者	同上	自動車運転者	同上	1週40時間 1日8時間	同上	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期間
別添協定書記載のとおり		自動車運転者	別添協定書記載のとおり	毎週2日 国民の休日	別添協定書記載のとおり	〇年4月1日から 〇年3月31日まで

協定の成立年月日 〇年〇月〇日

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(投票による選挙)
※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要

職名 〇〇課 〇〇係 〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇

又は 〇〇タクシー労働組合

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。
(チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による
手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。(チェックボックスに要チェック) ※協定の当事者が労働組合である場合はチェック不要

〇年〇月〇日

使用者 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

労働基準監督署長殿

※ 自動車運転の業務等については、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。これらの業務等については上限規制が適用されないため、様式第9号の4で届出してください。
詳しくは「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」(P6)をご覧ください。

記載例 自動車運転以外の業務（限度時間を超える場合（特別条項））※1、2

時間外労働に関する協定届（特別条項）
休日労働

様式第9号の2（第16条第1項関係）

業務の種類	労働者数 (満18歳以上の者)	1日 (任意)		1箇月 (時間外労働及び休日労働を合算した時間数、100時間未満に限る。)		1年 (時間外労働のみの時間数。 720時間以内に限る。)			
		延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (6回以内に限る。)	延長することができる時間数 及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 と法定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 と法定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)	延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数 と法定労働時間を超える時間数と休日 労働の時間数を合算した時間数 (任意)		
一時的に限度時間を超えて労働させることができる場合		6時間	4回	60時間	70時間	550時間	670時間	35%	35%
車両のトラブルへの対応	12人	6.5時間	4回	60時間	70時間	550時間	670時間	35%	35%
年末年始における受注の増加に伴う配車業務	12人	6.5時間	3回	60時間	70時間	500時間	620時間	35%	35%
予算、決算業務	12人	6.5時間	3回	55時間	65時間	450時間	570時間	35%	35%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表者に対する事前申し入れ								
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	(該当する番号) ※3 (具体的内容) 対象労働者への医師による面接指導の実施、対象労働者に11時間の勤務間インターバルを設定、職場での時短対策会議の開催 ①、③、⑩								

協定の成立年月日 ○年○月○日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数を組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 ○○課 ○○係 ○○氏名 ○○○○

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙） ※協定の当事者が労働組合である場合は記入不要

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表すること。 (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であって使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 (チェックボックスに要チェック) ※協定の当事者が労働組合である場合はチェック不要

労働基準監督署長殿

使用者 氏名
代表取締役 ○○○○

- ※1 自動車運転の業務等については、令和6年3月31日まで上限規制の適用が猶予されます。これらの業務等については適用猶予期間中は上限規制が適用されないため、様式第9号の4で届出してください。
- ※2 詳しくは「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」(P6)をご覧ください。
- ※3 様式第9号の2は、限度時間内の時間外労働についての届出書(1枚目)と限度時間を超える時間外労働についての届出書(2枚目)の2枚の記載が必要です。1枚目の記載は、P10の記載例を参照ください。限度時間を超えた労働者に対し、以下のいずれかの健康確保措置を講ずることを定めてください。該当する番号を記入し、右欄に具体的内容を記載してください。
- ①医師による面接指導 ②深夜業(22時～5時)の回数制限 ③終業から始業までの休息時間の確保(勤務間インターバル) ④代償休日・特別な休暇の付与 ⑤健康診断 ⑥連続休暇の取得 ⑦心とからだの相談窓口の設置 ⑧配置転換 ⑨産業医等による助言・指導や保健指導 ⑩その他

時間外労働及び休日労働に関する協定書（例）

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇（〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇）は、労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間（1週40時間、1日8時間）並びに変形労働時間制の定めによる所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働（以下「時間外労働」という。）及び労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働（以下「休日労働」という。）に関し、次のとおり協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないよう努める。

第2条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要がある場合には、次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	延長することができる時間			期間
				1日	1日を超える一定の期間(起算日)		
					1箇月 (4月1日)	1年 (4月1日)	
① 下記②に該当しない労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	30	5	50	450	○年4月1日から○年3月31日まで
		自動車整備士	6	4	45	360	
	事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	6	4	45	360	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	6	4	45	300	
② 1年単位の 変形労働時間制により労働する労働者	季節的繁忙及び顧客の需要に応ずるため	自動車運転者	10	5	48	400	○年4月1日から○年3月31日まで
		自動車整備士	6	3	42	320	
	事故その他業務上の必要に応ずるため	運行管理者	6	3	42	320	
	毎月の精算事務のため	経理事務員	6	3	40	280	

2 自動車運転者については、前項の規定により時間外労働を行わせることによって「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下「改善基準告示」という。）に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の時間外労働時間の限度とする。

第3条 甲は、就業規則第〇〇条の規定に基づき、必要のある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	従事する労働者数 (満18歳以上の者)	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻	期 間
季節的繁忙及び顧客の需要に因ずるため	自動車運転者	4 2	・法定休日のうち、2週を通じ1回 ・始業及び終業時刻は、あらかじめ勤務割表で定められた始業及び終業の時刻とする。	〇年4月1日から〇年3月31日まで
	自動車整備士	1 4		
事故その他業務上の必要に因ずるため	運 行 管理者	1 4	・法定休日のうち、4週を通じ2回 ・始業時刻 午前8時 ・終業時刻 午後5時	〇年4月1日から〇年3月31日まで
毎月の精算事務のため	経 理 事務員	1 4		

2 自動車運転者については、前項の規定により休日労働を行わせることによって、改善基準告示に定める1箇月についての拘束時間及び1日についての最大拘束時間の限度を超えることとなる場合においては、当該拘束時間の限度をもって、前項の休日労働の限度とする。

第4条 前2条の規定に基づいて時間外労働又は休日労働を行わせる場合においても、自動車運転者以外の者については、前2条により定める時間数等にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこととする。(※1)

第5条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに該当労働者に通知する。また、休日労働を行わせる場合は、原則として、2日前の終業時刻までに該当労働者に通知する。

第6条 第2条の表における1箇月及び1年の起算日並びに第3条の表における2週及び4週の起算日はいずれも〇年4月1日とする。

2 本協定の有効期間は、〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

〇〇タクシー労働組合
 執行委員長 〇〇〇〇 印
 [〇〇タクシー株式会社
 労働者代表 〇〇〇〇 印]
 〇〇タクシー株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇 印

※1 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）」による労働基準法改正による追加記載事項。

車庫待ち等の形態で日勤勤務を行う自動車運転者に 係る1箇月についての拘束時間に関する協定書(例)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第1項第1号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、日勤勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は〇〇駅)において待機する就労形態のものとする。
- 2 上記1に該当する自動車運転者に係る1箇月についての拘束時間は、315時間以内とする。
- 3 この協定の有効期間は〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印

(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

隔日勤務を行う自動車運転者に係る1箇月についての拘束時間の延長に関する協定書(例)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項第1号の規定に基づき、拘束時間に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者とする。
- 2 本協定により拘束時間を延長する月は、4月(該当月1日から1箇月間をいう。以下同じ)、6月、7月、12月、1月及び3月とし、その1箇月の拘束時間は4月は270時間、6月は270時間、7月は267時間、12月は267時間、1月は270時間、3月は270時間とするものとする。
- 3 本協定の有効期間は〇年4月1日から〇年3月31日までとする。
- 4 本協定に定める事項について変更する必要がある場合は、14日前までに協議を行い、変更を行うものとする。

〇年〇月〇日

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印

(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印

車庫待ち等の形態で隔日勤務を行う自動車運転者に 係る拘束時間が21時間を超える勤務の回数に関する 協定書(例)

〇〇タクシー株式会社代表取締役〇〇〇〇と〇〇タクシー労働組合執行委員長〇〇〇〇(〇〇タクシー株式会社労働者代表〇〇〇〇)は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」第2条第2項ただし書きの規定に基づき、拘束時間21時間を超える勤務の回数に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 本協定の適用対象者は、隔日勤務に就くタクシー運転者であって、かつ、顧客の需要に応ずるため常態として営業所(又は〇〇駅)において待機する就労形態のものとする。
- 2 上記1に該当する自動車運転者に係る2暦日についての拘束時間が21時間を超える勤務の回数は、1箇月について5回以内とする。
- 3 この協定の有効期間は〇年4月1日から〇年3月31日までとする。

〇年〇月〇日

〇〇タクシー労働組合執行委員長 〇〇〇〇 印
(〇〇タクシー株式会社労働者代表 〇〇〇〇 印)

〇〇タクシー株式会社代表取締役 〇〇〇〇 印